

オープンカウンター方式による見積依頼の公示

次のとおり見積書の提出を招請します。

令和5年10月26日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
契約担当役 北陸新幹線建設局長 綿貫 正明

1. オープンカウンター方式による見積合わせに付する事項

- (1) 通知番号 鉄運北陸建契第231024003号
- (2) 件 名 シールの増刷
- (3) 仕 様 等 仕様書のとおり
- (4) 納入期限 令和6年1月22日
- (5) 納入場所 仕様書のとおり

2. 参加資格

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程（平成15年10月機構規程第78号）第4条又は第5条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度全省庁統一資格において、「物品の製造」（等級及び地域は問わない。）の競争参加資格を有している者であること。
- (3) 見積合わせの時に、「近畿地区」において、当機構理事長から独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成15年10月機構規程第83号。以下「指名停止等措置要綱」という。）に基づく指名停止、又は国の各省各庁から指名停止を受けていないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、当機構が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 問合せ先

〒532-0003 大阪府大阪市淀川区宮原三丁目5番36号 新大阪トラストタワー11F

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 北陸新幹線建設局 総務部 契約課

電話：06-6394-6029 FAX：06-6394-6044

電子メール：keiyaku.osk@jr-tt.go.jp

4. 仕様書等の交付期間及び方法

- (1) 交付期間 公示の日から見積書提出の期限の日まで。
- (2) 交付方法 当機構ホームページからダウンロードすること。
アドレス：<https://www.jrtt.go.jp/>

5. 仕様書等に対する質問

- (1) 仕様書等に対して質問がある場合は、令和5年11月6日 16時00分までに質問書（様式は任意）を上記3. に郵送、信書便（民間業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第2項に規定する信書便をいう。以下同じ。）、持参、電子メール又はFAX（郵送の場合は書留郵便、信書便の場合は書留郵便と同等のものに限る。電子メール及びFAXによる場合は、押印を省略する場合に限り認めるものとし、提出後は、着信確認のため、提出先に電話により確認すること。以下「郵送等」という。）により提出すること。（フリーメールアドレスからの送信の場合は、当機構のセキュリティ対策の都合上、受信出来ない場合があるため必ず着信確認を行うこと。）

持参の場合は休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日をいう。以下同じ。）を除く毎日10時から16時（12時から13時の間を除く。）までの間。

- (2) 質問の回答は令和5年11月8日までに仕様書等を交付したダウンロードフォルダ内に掲載する。

6. 見積方法、見積書の提出及び見積合わせの日時、場所等

- (1) 見積書は、持参、郵送（書留郵便に限る。）又は信書便（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。電子メール及びFAXを含む電送による見積書の提出は認めない。

ア 見積書の提出場所 上記3

イ 持参による見積書の提出期限 令和5年11月15日 16時00分
（事前提出の場合は休日を除く10時から16時まで）

ウ 郵送又は信書便による見積書の提出期限 令和5年11月15日 16時00分

- (2) 見積合わせ日時 令和5年11月16日 10時00分

- (3) 見積合わせ場所

〒532-0003 大阪府大阪市淀川区宮原三丁目5番36号 新大阪トラストタワー
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 北陸新幹線建設局

- (4) 見積方法

- ① 見積者は、当該案件に要する一切の諸経費を含めた契約金額を見積るものとする。
- ② 総価をもって決定とする。契約の相手方の決定にあたっては、見積書に記載され

た金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（ただし、軽減税率の対象となる場合には、当該対象物品の金額の100分の8に相当する額を加算した金額。当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって決定価格とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額を標準税率対象と軽減税率対象に分割し、標準税率対象分については見積った金額の110分の100に相当する金額を、軽減税率対象分については見積もった金額の108分の100に相当する金額を算出し、その合計額を記載すること。

（５）見積の執行回数

見積執行回数は、原則として２回を限度とする。

７．契約の相手方の決定方法

（１）有効な見積りを行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低価格の見積りを行った者を契約の相手方とする。

（２）契約の相手方となるべき同価格の見積りを行った者が二人以上あるときは、以下によりくじ引きで契約の相手方を決定するものとする。

紙くじを実施のうえ、契約の相手方を決定するものとする。くじ引きの日程は電話等で速やかに通知する。くじ引きに参加することができない場合は、その者に代わって当機構の契約事務に関係のない職員にくじを引かせる。

（３）見積合わせの結果は、見積合わせをした翌日（翌日が休日の場合は、その日以降最初の平日）までに契約の相手方となった者にのみ通知する。契約の相手方となった者以外には問い合わせがあった場合に限り見積合わせの結果を通知する。

８．その他

（１）本件の見積参加にあたっては、「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構オープンカウンター方式実施要領」「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約申込心得」を熟読すること。実施要領及び契約申込心得は当機構ホームページで公開している。

（２）見積書作成及び提出にかかる費用は、すべて見積参加者が負担するものとする。

（３）当機構の都合により、見積合わせを取りやめることがある。

（４）使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本の標準時及び単位は計量法によるものとする。

（５）契約保証金 免除

（６）資格審査及び技術提案等の評価にあたって、当機構の退職者がいる企業に対する配慮及び優遇は一切行わない。

（７）契約書の提出の要否 要